

事 務 連 絡
令和 4年 1月 5日

関係団体 各位

岡山市長 大森 雅夫
(公 印 省 略)

初回接種(1・2回目接種)完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの3回目
接種(追加接種)を実施する場合の考え方について

新型コロナウイルス感染症への対応及びワクチン接種につきまして、多大なご協力をいた
だいておりますことを感謝申し上げます。

3回目接種については2回目接種を完了した者(18歳以上)のうち、8か月以上を経過した
者を対象に1回追加接種を行うこととなっており、岡山市においては対象者となる方に月ごと
に接種券一体型予診票を送り、12月1日以降は接種券一体型予診票が届き次第、予約・接
種可能としております。

しかしながら、今般、国から新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、2回目接種完了から8
か月以上の経過を待たずに3回目接種を実施できる対象者について事務連絡があったこと
から、下記の内容について、各会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 国からの事務連絡のポイント

- ・医療従事者等への接種及び重症者リスクが高い高齢者施設等における接種を優先するこ
と。
- ・予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第8条第1項の規定に基づき、2回
目の接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。

(1) 6か月以上経過後に接種できる者

- ①医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者
- ②通所サービス事業所の利用者及び従事者
- ③病院及び有床診療所の入院患者

(2) 7か月以上経過後に接種できる者

- ①(1)以外の高齢者(65歳以上)

2. 岡山市の方針(医療従事者について)

「1. 国からの事務連絡のポイント」を前提とし、医療従事者等への接種券一体型予

診票等の発送を当初の約1か月～2週間前倒し、原則として接種券一体型予診票等が届き次第、予約及び接種が可能となります。

※接種券一体型予診票は医療機関や施設等ではなく対象者の住民票所在地の住所に届きます。

※スケジュール等は別添1をご確認ください。

(1) 接種券が届いていない方への対応について

・接種券一体型予診票が届いていない場合は、例外的に以下に従い予約・接種可能です。

(ア) 医療機関・施設等が対象者に対し、従事している証明書(別紙)を発行し、接種施設に被接種者が持参(自院・連携施設等で医療従事者と確認できる場合は接種の場合は不要)。

(イ) 接種施設で対象者の接種済み証または接種記録証(接種証明アプリも可)を確認し、6か月以上経過していること及び3回目未接種であることを被接種者に確認

(ウ) 対象者は後日、接種券一体型予診票が到着したら、接種施設へ接種券一体型予診票を持参し、接種施設が事後処理を実施。

具体的な流れについては別添2をご確認ください。

※接種券一体型予診票が届き次第、県共通予約システムでの予約が可能となりますので、県共通予約システムを利用される場合は、接種券一体型予診票の到着をお待ちください。

3. 使用するワクチン

3回目接種については1, 2回目と異なるワクチンを接種する交互相種が認められています。交互相種については、抗体価が有意に上昇するとともに、副反応は全てのワクチンの組み合わせで同様であり許容される旨、報告されています。国からのワクチン供給は、約半分が武田/モデルナ社ワクチンが配分される予定であり、1, 2回目ファイザー社ワクチンを接種した方も武田/モデルナ社ワクチン接種が可能ですので、3回目接種に武田/モデルナ社ワクチン接種もご検討ください。

武田/モデルナ社ワクチンの有効性及び安全性については、厚生労働省からリーフレットが発出されていますので、接種の検討にあたっての参考としてください。

(厚生労働省ホームページ)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000867955.pdf>

4. その他

本内容については、接種施設に連絡済みです。連携している接種医療機関等あれば、ご相談の上、接種を進めていただくようお願いします。

連携医療機関等以外での接種については、岡山市ホームページに掲載している接種医療機関リスト等をご確認ください。

<岡山市ホームページ>

新型コロナワクチン接種について(随時更新)

(URL)

<https://www.city.okayama.jp/0000027711.html>

(QRコード)



<問い合わせ先>

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
岡山市保健福祉局 保健管理課 ワクチン接種班
TEL:086-803-1307 FAX:086-803-1775
Mail: coronavaccine@city.okayama.lg.jp

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の前倒しについて

令和3年12月23日
第49回新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料
保健福祉社局

別添 1

1 概要

- ▼ 医療・介護従事者など、下記①②③の対象者については、従来の「2回目接種から原則8か月以上」から「**6か月以上**」に前倒しする
- ▼ 上記に含まれない65歳以上の高齢者（下記④）については、従来の「2回目接種から原則8か月以上」から「**7か月以上**」に前倒しする（令和4年2月から）。※これに伴い、接種券等の発送を約1カ月～2週間、前倒しする。届き次第、予約と接種が可能

2 対象者及び接種券等の発送予定

「8カ月経過する月の前月中旬に送付」との当初予定を、下記の通り前倒しする

- ① 医療、**介護・障害福祉サービス従事者**のうち、接種券付き予診票で接種した人
- ② 介護・障害福祉の通所サービス利用者及び高齢者施設等の入所者のうち、**介護・障害福祉サービス利用者**

2回目接種日	接種券等発送日
令和3年6月	令和4年 1月17日(月)
令和3年7月1日～17日	令和4年 1月17日(月)
令和3年7月18日～31日	令和4年 1月31日(月)
令和3年8月1日～15日	令和4年 2月15日(火)
令和3年8月16日～31日	令和4年 2月28日(月)
令和3年9月1日～15日	令和4年 3月15日(火)
令和3年9月16日～30日	令和4年 3月31日(木)

- ③ **高齢者施設等の入所者／医療機関の入院患者**
左記②で示した人のうち、介護・障害福祉サービス以外のサービス利用者及び入院患者で、前倒し接種をご希望の方は、施設等や医療機関にご相談ください。

④ ①②③に該当しない、65歳以上の人

2回目接種月	接種券等発送日
令和3年6月	令和4年 1月17日(月)
令和3年7月	令和4年 1月31日(月)
令和3年8月	令和4年 2月28日(月)
令和3年9月	令和4年 3月31日(木)

※上記①②③については、医療機関・施設等で6カ月経過後及3回目未接種が確認できる場合は、**例外的に接種券がなくても前倒し接種可**

★国が示す前倒し対象には含まれていない、訪問系の介護・障害福祉サービス従事者（ヘルパー等）も対象に含める

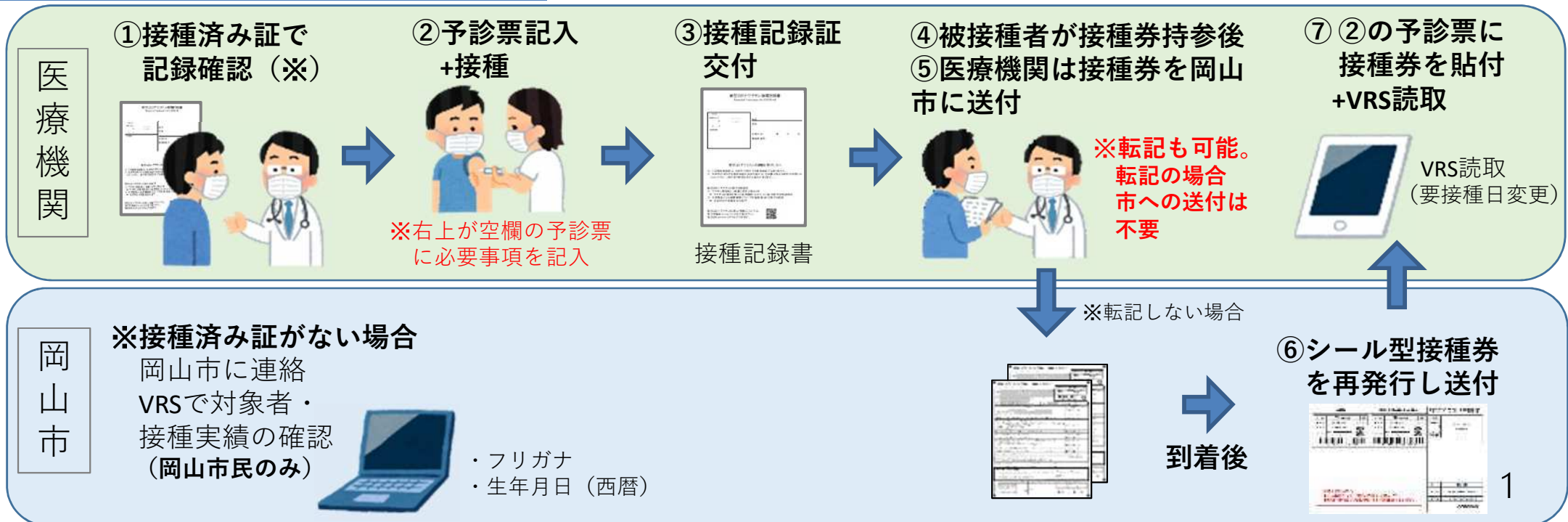
接種券が届いていない場合 接種券を忘れた場合の対応

接種券が届いていない場合の対応

重要!!

- ①接種医療機関は接種済み証（接種証明アプリも可）で6ヵ月経過していることを確認。あわせて、本人に他で3回目接種が未接種であることを確認（施設・サービス利用者、入院患者の場合は家族にも確認）
※接種済み証がない場合は、市に電話で確認し、市はVRSの記録を確認
- ②右上が空白の予診票を使い、接種
- ③医療機関は接種記録証を交付
- ④被接種者は接種券一体型予診票が到着したら、医療機関に持参（※転記も可能（P2参照））
- ⑤医療機関は市に接種券一体型予診票を送付（※転記の場合は市への送付は不要）
- ⑥市は接種券一体型予診票が届いたらシール型接種券を再発行し、医療機関に送付
- ⑦医療機関はシール型接種券にシールを予診票に貼付

接種券が届いていない場合の流れ



接種券を忘れた場合

- (1) 取りに帰って持ってきてもらう。
- (2) (1) が難しい場合は、以下のとおり
 - ①被接種者には後日接種券一体型予診票と接種記録書を医療機関に持ってくる
こと、後日予診票の転記とロットシールの貼付が必要になること、を伝える。
 - ②③医療機関から岡山市に連絡し、接種履歴で接種の可否を確認。
 - ④右上が空白の予診票に被接種者が必要事項を記載の上、接種。
※接種した日の予診票とロットシールは保管・管理
 - ⑤被接種者が接種券一体型予診票と接種記録書を持参したら、④の予診票の内容を転記、
接種記録書にロットシールを貼付し内容を確認。
 - ⑥確認後、VRSの読取を実施。右上が空白の予診票を破棄。

接種券忘れた場合の流れ（(2)の場合）

